

第 26 条 台湾向け生果実検疫実施要領（平成 18 年 2 月 7 日付け 17 消安第 11342 号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

第 6 の 8 及び第 8 号様式中「廃棄数量及び検品技術員氏名を記入し、押印する」を「廃棄数量及び検品技術員氏名を記入する」に改める。